

## 議事要旨(4) 工事契約専門委員会における検討状況について

冒頭、石井常勤委員より、工事契約専門委員会では、工事契約の収益認識の基本的な論点について、一通りの検討を終えた旨、説明がなされた。具体的には、片山専門研究員から、第 122 回企業会計基準委員会で報告済みの事項を除く以下の論点について、資料「審議事項(4)-1 工事契約専門委員会での検討状況」、「審議事項(4)-2 工事契約の論点の検討について」により、専門委員会での検討状況の説明がなされた。

【論点 3】 損失が見込まれる工事契約の取扱いー工事損失引当金の計上についてー

【論点 4】 工事進行基準の適用等に当たっての実務上の取扱い

- (1) 進捗度の測定方法
- (2) 工事原価の範囲
- (3) 工事契約の単位
- (4) 見積り変更の取扱い

【論点 5】 適用対象範囲

【派生論点】 外貨建て工事契約のケース

- (1) 収益・費用の換算
- (2) 進捗率、工事損失引当金の換算

説明された検討状況のうち、【論点 3】に関しては、工事損失引当金について、企業会計原則注解【注 18】の考え方をどのように適用するかについて、「当期の負担に属する金額について」の考え方を中心に検討がなされ、工事契約に係る損失見込額の全額を、その発生が見込まれた期の損失として計上する方向で検討されている旨などが説明された。

また、【論点 4】に関しては、進捗度の測定方法として、我が国における実務の状況も踏まえ、原価比例法を原則としつつ、その他の適当と考えられる方法によることも否定はしないという方向で検討されている旨などが説明された。

【論点 5】に関しては、工事契約専門委員会の検討の対象となる取引の範囲について、請負契約のうちの建設工事等とし、現行の「研究開発費等に係る会計基準」の取扱いから受注制作のソフトウェアについても範囲に含まれるものとする旨などが説明された。

本件に関し、委員等から次のような発言がなされた。

- ・ 【論点 5】の適用対象範囲について、四半期報告制度が開始されることなども考慮すれば、この範囲の決め方次第では企業の負担が大きく、現行の実務の工期や金額による重要性の考え方についても検討すべきではないか。
- ・ 会計上報告されるべき取引の実態と、締結されている工事契約の内容が乖離しているような場合の取扱いについても検討すべきではないか。

このうち、【論点 5】の適用対象範囲については、重要性については考慮される方向性で

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

あること、及び、工事契約についての収益、費用が適切に管理されているということが前提になり、そうした管理がなされていない細かい契約についてまで範囲に含めることは、現時点では意図されていない旨、事務局から回答された。

以 上